

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号、以下「労災保険法」という。）による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社C支店（以下「事業場」という。）に雇用され、配達等業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、勤務終了後、A所在の実家に前日置いて帰った普通自動二輪車（以下「バイク」という。）を取りに行くため、事業場からタクシーで実家に向かい、実家からバイクに乗りD所在の自宅に帰る途中、交差点を直進しようとした際、対向車線から右折してきた普通貨物自動車と衝突（以下「本件事故」という。）し、E医療機関に救急搬送され、「多発性外傷、全身打撲症」等（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件傷病は通勤災害によるものであるとして療養給付及び休業給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病が通勤災害によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労災保険法第7条第2項及び第3項によれば、通勤とは、労働者が就業に関し住居と就業の場所との間を合理的な経路及び方法により往復するものをいうとされており、ここでいう「合理的な経路」とは、一般的な労働者が用いるものと認められる経路をいうものと解される。

次に「合理的な方法」とは、一般に労働者が使用する鉄道、バス等の公共交通機関を利用する場合等をいうものであり、自動車及びバイク等を使用して通勤する場合も認められ、通常利用すると考えられる経路であれば合理的な経路と認められる。

そこで、療養給付たる療養の給付請求書裏面の通勤災害に関する事項に記載された通勤経路を見ると、自宅から事業場へ向かう通勤経路としては、自宅最寄りのバス停からバスで○駅へ行き、同駅から鉄道に乗車し○駅で乗り換え、○駅まで移動し、同駅からバスで事業場最寄りのバス停まで乗車し事業場へ向かう通勤方法、経路が記載されており、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、本通勤経路は合理的な経路であると認められる。

また、当日の交通事情により振替乗車により迂回する等の場合も合理的経路となるが、特段の合理的理由もなく、著しい遠回りとなる経路をとる場合などは合理的経路とは認められない。

- (2) 本件事故時の経路についてみると、調査結果復命書、災害発生報告書、通勤経路図及び地図ソフトの地図によれば、請求人は自宅とは方面が全く異なる実家に向かって移動しており、また、被災当日、当該経路をとらなければならない合理的理由が認められないことから、請求人は明らかに合理的な経路から逸

脱していたことが認められる。

さらに、事故当日の前日実家においてきたバイクを取りに行くための逸脱は、決定書理由に説示のとおり、「日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合」にも該当しない。

したがって、その後、仮に合理的な経路に復したとしても、既に合理的経路を逸脱していることから、通勤災害とは認められないものである。

- (3) なお、請求人は、電車の遅延あるいは満員のため、乗車を見送ることがあり、バイク通勤のほうが明らかに早く合理的な経路であり、事業場には駐車場がなく路上駐車をすると駐車違反となるため実家の駐車場を使用したと主張するが、実家の駐車場を使用してバイクで通勤しなければならない合理的な理由も認められないことから請求人の主張は採用できないと判断する。
- (4) したがって、当審査会としても、請求人は合理的な通勤経路から逸脱したものであり、本件事故は通勤災害には該当しないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。